

平成28年 第1回臨時会

苫小牧港管理組合議会会議録

平成28年4月1日開催

苫 小 牧 港 管 理 組 合 議 会

平成28年 第1回臨時会
苫小牧港管理組合議会

平成28年4月1日（金曜日） 午後1時30分開会

○本日の会議に付議した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第1号について

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

日程第4 議案第1号から議案第6号について

議案第1号 苫小牧港管理組合専任副管理者の選任について

議案第2号 苫小牧港管理組合行政不服審査法施行条例の制定について

議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第4号 苫小牧港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 苫小牧港管理組合職員の退職管理に関する条例の制定について

議案第6号 苫小牧港管理組合議会の議員等の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

○出席議員（10人）

1番	沖田清志君	6番	中山智康君
2番	川尻秀之君	7番	藤田広美君
3番	越川慶一君	8番	松尾省勝君
4番	田中芳憲君	9番	板谷良久君
5番	谷川芳一君	10番	神戸典臣君

○説明員出席者

管	理	者	岩倉博文君	
副	管	理	者	佐藤裕君
総	務	部	長	浅井孝人君
施	設	部	長	尾崎精一君

港 湾 振 興 室 長	池 渕 雅 宏 君
港 湾 振 興 課 長	中 谷 伸 二 君
総 務 課 長	小 林 啓 司 君
業 務 経 営 課 長	松 原 敏 行 君
計 画 課 長	平 山 雅 樹 君
施 設 課 長	山 下 和 幸 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	成 田 勉 君
総 務 課 長 補 佐	長 谷 川 卓 君
業 務 経 営 課 長 補 佐	山 崎 直 人 君
施 設 課 長 補 佐	三 田 弘 志 君

監 査 委 員	松 井 雅 宏 君
監 査 委 員 事 務 局 長	前 田 正 実 君
監 査 委 員 事 務 局 主 幹	桐 木 賢 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	小 林 啓 司 君
庶 務 係 長	長 谷 川 卓 君
議 事 係 長	田 中 亮 太 君
書 記	内 山 隼 典 君

○開会

○議長（神戸典臣君） これより本日をもって招集されました平成２８年第１回臨時会を開会いたします。

○開議

○議長（神戸典臣君） それでは、本日の会議を開きます。

○会議録署名議員の指名

○議長（神戸典臣君） 日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８５条の規定により、議長において、松尾省勝君及び沖田清志君を指名いたします。

○会期の決定

○議長（神戸典臣君） 次に、日程第２「会期の決定について」を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神戸典臣君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日１日間と決定いたしました。

○報告第１号 専決処分の承認を求めることについて（苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（神戸典臣君） 次に、報告第１号「苫小牧港管理組合員一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の、専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長、浅井孝人君。

○総務部長（浅井孝人君） 報告第１号「苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認を求めることについて」御説明を申し上げます。

議案等の３ページを御覧ください。

本報告につきましては、本来議会で御審議いただくべきものでございますが、諸般の事情により、平成２８年２月２９日に地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決処分したものでございます。

この条例は、一般職の職員について、国家公務員の給与改定に鑑み、給料月額を改定するとともに、勤勉手当の支給割合の引上げを行うものでございます。

改正内容について、添付しております報告第１号資料により御説明申し上げます。

議案等の１５ページをお開きください。

（１）の給料表改定率等でございますが、国の行政職の給料表改定率は０．３９％、給料に扶養手当等の諸手当等を含めた給与改定率は０．９％で、これに準じて行う給料表改定率は０．４２％、給料表に実人数を当てはめた給料改定率は０．１４％、給与改定率は１．８９％となります。再任用職員の給料表改定率は０．４１％でございます。

次に、（２）の勤勉手当の支給割合の引上げ等についてですが、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合を０．１月分引上げ、期末・勤勉手当の年間支給割合を現行の４．１月分から４．２月分とするものでございます。

また、再任用職員につきましては、勤勉手当の支給割合を０．０５月分引上げ、期末・勤勉手当の年間支給割合を２．１５月分から２．２月分にするものでございます。

なお、給料月額及び勤勉手当の改定は、平成２７年４月１日に遡って適用するものでございます。

また、（３）モデル給与例として、各年齢別の年間給与支給額の改正前後の比較をお示ししておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に、給料改定率の内容について、議案等の１６ページ、別表１の「給料改定増減比較」により御説明いたします。

これは、級別職員の改正前後の平均給与月額及び年間増加額等を示したものでございます。

全体の平均を申しますと、合計欄の（Ｂ）改正前の平均給与月額３２万３，３１７円が、（Ａ）改正後の平均給与月額３２万３，７８３円となり、増加額は（Ｃ）の月額４６６円、増加率は（Ｄ）の０．１４％となるものでございます。

議案等の１７ページから２３ページまでは、給料表の改正前後の給料月額及び間差額等をお示ししておりますので、御参照いただきたいと思います。

最後に、２４ページでございますが、この表は、これまで御説明しました給与改定を行うに当たって必要な一般会計、特別会計及び全会計における所要額でございます。

全会計の数値で御説明しますが、給料については、２１万７，０００円の増額となっております。次に、職員手当等については、１５４万２，０００円の増、共済費については、３０万円の増となり、合計で２０５万９，０００円の所要額の増となっております。

以上、報告第１号について御説明申し上げました。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（神戸典臣君） ただいまの説明に関し、御質問等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神戸典臣君） 御質問がなければ、本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神戸典臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

○議案第 1 号 苫小牧港管理組合専任副管理者の選任について

○議長（神戸典臣君） 次に、日程第 4、議案第 1 号「苫小牧港管理組合専任副管理者の選任について」を議題といたします。

説明を求めます。

管理者、岩倉博文君。

○管理者（岩倉博文君） 議案第 1 号「苫小牧港管理組合専任副管理者の選任について」御説明申し上げます。

当管理組合の専任副管理者でありました柏葉導徳氏は、3 月 31 日をもって辞職いたしました。

その後任につきまして、北海道知事及び苫小牧市長に協議をしてまいりましたところ、このたび佐々木秀郎氏の推薦があったところでございます。

佐々木氏は、東京工業大学を卒業し、運輸省に入省、国土交通省北海道開発局港湾空港部港湾建設課長、関東地方整備局京浜港湾事務所長を歴任し、平成 20 年 4 月から平成 24 年 3 月まで当管理組合専任副管理者を務めております。その後、インドネシア共和国政府に派遣された後、国立研究開発法人港湾空港技術研究所国際研究官を務めております。

苫小牧港管理組合規約第 12 条第 2 項の規定により、専任副管理者として佐々木氏を選任したいと考えております。

当管理組合の専任副管理者としての選任につきまして、御同意を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（神戸典臣君） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に関し、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神戸典臣君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、反対、賛成の討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神戸典臣君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

それでは、議案第 1 号について、お諮りいたします。

議案第 1 号を原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神戸典臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

○議案第 2 号 苫小牧港管理組合行政不服審査法施行条例の制定について

○議案第３号 行政府不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（神戸典臣君） 次に、議案第２号「苫小牧港管理組合行政不服審査法施行条例の制定について」及び議案第３号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、関連する案件でありますので、一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長、浅井孝人君。

○総務部長（浅井孝人君） 議案第２号及び第３号は、ともに行政不服審査法の全部改正に伴う議案のため、一括して御説明申し上げます。

議案等の２５ページ以降を御覧ください。

初めに、議案第２号「苫小牧港管理組合行政不服審査法施行条例の制定について」ですが、この議案は、行政不服審査法の全部改正に伴い、新たに設置することとされた行政不服審査会の組織及び運営等を定めるため、本条例を制定するものでございます。

主な内容といたしましては、行政不服審査会の委員数や委員の任期など組織について定めるほか、会議の招集や出席、委員の守秘義務など審査会の運営について必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、議案第３号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ですが、この議案は、行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例の用語の整理等を行うものでございます。

主な内容といたしましては、改正前の行政不服審査法においては、不服申立ての類型として異議申立てと審査請求がございましたが、改正後の行政不服審査法においては、審査請求に一元化されたため、条例上の不服申立て及び異議申立ての用語を審査請求に統一するなど、法律の改正に合わせ所要の改正を行うものでございます。

なお、議案第２号及び議案第３号ともに施行日は、行政不服審査法の施行日に合わせ、本年４月１日でございます。

以上で、議案第２号及び議案第３号について御説明申し上げます。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（神戸典臣君） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に関し、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神戸典臣君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、反対、賛成の討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神戸典臣君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

それでは、議案第２号及び第３号について、お諮りいたします。

議案第 2 号及び第 3 号を原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神戸典臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号及び第 3 号は、原案のとおり可決されました。

○議案第 4 号 苫小牧港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(神戸典臣君) 次に、議案第 4 号「苫小牧港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長、浅井孝人君。

○総務部長(浅井孝人君) 議案第 4 号「苫小牧港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

議案等の 49 ページを御覧ください。

この条例は、地方公務員法の改正に伴い、平成 28 年度から職員の職務を給料表の各等級に分類する際に基準となるべき職務を条例に定めることとされたこと、人事行政の運営等の状況の公表事項が改正されたこと等から、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、苫小牧港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例については、毎年ウェブサイト等で公表しております人事行政の運営等の状況の公表事項に「人事評価の状況」と「退職管理の状況」を追加するものでございます。

次に、苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例については、給料表ごとに等級別基準職務表を定め、それぞれの職務の級の基準となる職務を定めるものでございます。

なお、この条例の施行日は、本年 4 月 1 日でございます。

以上、議案第 4 号について御説明を申し上げました。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(神戸典臣君) これより質疑に入ります。

ただいまの説明に関し、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神戸典臣君) なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、反対、賛成の討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神戸典臣君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

それでは、議案第4号について、お諮りいたします。

議案第4号を原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神戸典臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議案第5号 苫小牧港管理組合職員の退職管理に関する条例の制定について

○議長（神戸典臣君） 次に、議案第5号「苫小牧港管理組合職員の退職管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長、浅井孝人君。

○総務部長（浅井孝人君） 議案第5号「苫小牧港管理組合職員の退職管理に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

議案等の53ページを御覧ください。

本議案は、地方公務員法が一部改正され、地方公共団体は、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとされたこと等に伴い、必要な事項を定めるものでございます。

主な内容でございますが、特定の職層にあった者について、地方公務員法の規定による働きかけの規制を加重するほか、退職後、営利企業等に再就職した場合は、管理者への届出が必要となること等について規定しております。

なお、この条例の施行日は、本年4月1日でございます。

以上、議案第5号について御説明申し上げます。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（神戸典臣君） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に関し、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神戸典臣君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、反対、賛成の討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神戸典臣君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

それでは、議案第5号について、お諮りいたします。

議案第5号を原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神戸典臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

**○議案第6号 苫小牧港管理組合議会の議員等の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する
条例について**

○議長（神戸典臣君） 次に、議案第6号「苫小牧港管理組合議会の議員等の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長、浅井孝人君。

○総務部長（浅井孝人君） 議案第6号「苫小牧港管理組合議会の議員等の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

議案等の55ページを御覧ください。

このたびの改正は、地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い、傷病補償年金及び休業補償について、障害厚生年金等と同一の事由により支給する場合の調整率を改定するため、関係規定を整備するものでございます。

なお、この条例の施行日は、本年4月1日でございます。

以上、議案第6号について御説明申し上げます。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（神戸典臣君） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に関し、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神戸典臣君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、反対、賛成の討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神戸典臣君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

それでは、議案第6号について、お諮りいたします。

議案第6号を原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神戸典臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○閉会

○議長（神戸典臣君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

閉会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

本臨時会に付議されました案件は、報告 1 件、議案 6 件であります。皆様方の御協力により、滞りなく議了いたしましたことに、議長として厚く御礼を申し上げますとともに、議員各位の熱心な御審議を得ましたことに、重ねて御礼を申し上げます。

これをもちまして、平成 28 年第 1 回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

(了)

午後 1 時 5 4 分 閉会

上記のとおり会議の次第を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

苫小牧港管理組合

議 長	神 戸 典 臣
署名議員	松 尾 省 勝
署名議員	沖 田 清 志